基礎自治体 \sim \mathcal{O} 円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見

で成立 出される見通 \sim の権限移譲 が し、 地方自治 二九一 しとなっ を 項目にわたる第三次見直しも昨年末に閣議決定され、本年進めるためのいわゆる地域主権第一次・第二次一括法が、の仕事を細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都 て いる。 本年の 都道府 通常 年 \mathcal{O} 県 がら市町の 国会に カコ

や地域経済 水準 などの重要課 した行財政改革を進めて る。 一方、 の確保に費やさざるを得ないなど厳し 地方自治体は人件費の \mathcal{O} 活性化、 題に つい ての 少子・高齢社会、 いるが 財政需要に対応し得る地方財 抑 財源 制 厳しい財政運営を強いられの乏しい中でもその多くを 事務事業の抜本的 高度情報化への 中でもその多くを国によっ 対応、 政基盤の な見直しによる歳出削 盤の充実・強化が急務となって、防災対策や各種社会資本整備られており、農林水産業の振興くを国によって定められた行政直しによる歳出削減など、徹底直しによる歳出削減など、徹底

地方が 民主体 「方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければ、主体の発想に基づく改革をめざすものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却また本来、地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うと を負うとい ばな らな 国と う住

いって、 国会及 次 \mathcal{O} でド 事項を速やかに実施されるよう強く要望する。政府におかれては、基礎自治体への円滑な権関 八の円滑な権限移譲 に向 けた支援策の 充

- 一 移譲される 臨時的経費につ る権限 0 ても確実に財源措置を行うこと。 執行に必要となる財源措置を確実に行 VI か ~ 移譲時に必要となる
- 具体的な財源措置など必要な事項について地方側に事前に十分な情報提供を行うこと。 法改正に伴う都道府県から基礎自治体への円滑な権限移譲のため、政府は、 移譲 \mathcal{O} 時期
- に権限を行使できる仕組みを整備し、 場合も想定されるので、 \mathcal{O} け 地方の自主性・裁量性を拡大し、 枠付け」 等に ざれ る権限の お て地方との十分な協議を行うこと。 の見直しを図るとともに、 行使には、 広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟 人員体制等も含め、 地域の特性に応じて事務が行えるよう、 地域の実情に応じた効率的な対応を可能とすること。 今後の見直しに当た 各市町村単独での対応に課題を抱える つては、 「国と地方 一層の 「義務

地方自治法 第九十九 条の規定により意見書を提出する

平成二十 四年三月二十九 日

大分県議会議長 志

内総内参衆 務閣 院院 担 臣 理 説 表 表 表 表 表 長 長 野平横 田田 孝 佳 健 弘 彦 殿殿殿 殿

地域主権推進担当) 閣 吊符特命 |||端 達 夫 殿

安 住 淳